

第1章 総則

評議員の報酬に関する規程

社会福祉法人 清涼会

(規程の意義)

第1条

この規程は社会福祉法人 清涼会 定款第8条の定めにより、評議員の報酬等に関する事項を規定する。

(適用範囲)

第2条

この規程は、評議員規程に定めるところの職員に適用する。ただし、その地位のみに基づいては報酬を支給しない。

(非常勤役員の報酬)

第3条

評議員が評議員会に出席する場合には、次のとおり支給する。

評議員会への出席

1日につき 5,000円

別に出席に掛かる交通費の実費

ただし、評議員会の開催をしない場合は、支給は行わない。

2. 評議員から報酬受給を辞退又は減額する旨申出があった場合は、所定の報酬辞退・減額届を、理事長に提出するものとする。この申出は、第5条1項に定める報酬支払月の15日までに行うものとする。
3. 前項に規定する報酬受給辞退・減額の申出があった場合は、報酬を支給しない又は減額支給するものとする。

(通勤手当)

第4条

評議員が評議員会に出席する際は、社有車による送迎を行うもの以外は、その通勤実態に応じて、その実費を支給するか、その費用を本法人が負担する。

(報酬の支給)

第5条

報酬は毎月15日をもって締切り、前月16日よりその月の15日までの分をその月の末日（ただし、末日が休日の場合はその前日）に、その内容を明示して通貨で全額を直接本人に支払う。ただし、法令に基づき評議員の報酬から控除すべき金額がある場合には、その評議員に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

2. 前項の規定にかかわらず評議員の同意がある場合には、評議員が指定する銀行その他金融機関の本人名義の預金又は預金口座へ振込みによって支払う。

附 則

(施行)

第1条

この規程は、平成29年6月19日から施行する。

この規程は、令和2年6月23日から一部改正施行する。

この規程は、令和5年6月28日から一部改正施行する。

(本規程の改廃)

第2条

この規程の改廃を必要とする場合は、評議員会の決議を経てこれを行う。